

<p>どうこうえんご 同行援護</p>	<p>じゅうど しかくしょう いどう こんなん ひと 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、 がいしゅつじ どうこう いどう しえん おこな 外出時に同行して移動の支援を行います。</p>
<p>こうどうえんご 行動援護</p>	<p>ちてきしょう せいしんしょう こうどう こんなん 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で かいご ひつよう ひと ひつよう かいじょ がいしゅつじ いどう 介護が必要な人に、必要な介助や外出時の移動 ほじょ の補助などをします。</p>
<p>たんきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ)</p>	<p>いえ かいご おこな ひと びょうき ばあい たんきかん 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、 しせつ にゆうしょ 施設へ入所できます。</p>
<p>じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援</p>	<p>かいご ひつよう ていど ひじょう たか みと ひと 介護が必要な程度が非常に高いと認められた人 きょたくかいご しょうがいふくし ほうかつてき に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的 ていきょう に提供します。</p>
<p>りょうようかいご 療養介護</p>	<p>いりょう ひつよう しょう しゃ つね かいご ひつよう ひと 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人 いりょうきかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かいご に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護 などをします。</p>
<p>せいかつかいご 生活介護</p>	<p>つね かいご ひつよう ひと しせつ にゆうよく はい 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、 しょくじ かいご そうさくてきかつどう きかい ていきょう 食事の介護や創作的活動などの機会を提供し ます。</p>
<p>しせつにゆうしょしえん 施設入所支援</p>	<p>しせつ にゆうしょ ひと にゆうよく はい しょくじ 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の かいご 介護などをします。</p>

くんれんとうきゆうふ

○訓練等給付

めいしょう 名 称	ないよう 内 容
じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、 いってい きかん しんたいきのう せいかつのうりよくこう 一定の期間における身体機能や生活能力向 じょう ひつよう くんれん おこな 上のために必要な訓練を行います。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう ひと いってい きかん せいさん 就労を希望する人に、一定の期間における生産 かつどう た かつどう きかい ていきょう ちしき のう 活動やその他の活動の機会の提供、知識や能 りよくこうじょう くんれん おこな 力向上のための訓練を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん ひと 通常の事業所で働くことが困難な人に、 しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう た かつどう 就労の機会の提供や生産活動その他の活動 きかい ていきょう ちしき のうりよくこうじょう くんれん の機会の提供、知識や能力向上のための訓練 おこな を行います。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	ちいき きょうどうせいかつ いとな ひと じゅうきよ 地域で共同生活を営む人に、住居における そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ 相談や日常生活上の援助をします。

ちいきそうだんしえんきゆうふ

○地域相談支援給付

めいしょう 名 称	ないよう 内 容
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんしせつとう にゆうしょ しょう しゃ 障害者支援施設等に入所している障がい者

	<p>また <small>せいしんかびょういん にゆういん</small> <small>せいしんしょう</small> 又は精神科病院に入院している精神障がい <small>しゃ</small> <small>ちいきせいかつ いこう</small> <small>かつどう かん</small> 者について地域生活に移行するための活動に關す <small>しえん おこな</small> る支援を行います。</p>
<p><small>ちいきていちゃくしえん</small> 地域定着支援</p>	<p><small>きょたく たんしんとう せいかつ しょう しゃ</small> 居宅において単身等で生活する障がい者につ <small>じょうじ れんらくたいせい かくほ きんきゆう さい</small> いて、常時の連絡体制を確保し、緊急の際に <small>そうだん ほうもん たひつよう しえん おこな</small> 相談、訪問その他必要な支援を行います。</p>

しょうがいふくし りよう
障害福祉サービスの利用のしかた

いんかん しょうがいしゃてちょうとう じさん じゅうみんふくしかしゃかいふくしがかり しんせい
印鑑と障害者手帳等を持参し、住民福祉課社会福祉係で申請し
しよてい てつづ しょうがいふくし じゅきゆうしゃしょう
てください。所定の手続きにより障害福祉サービス受給者証を
はっこう りよう しょうがいしえんくぶん
発行します。なお、利用するサービスによっては、障害支援区分
にんていしんさかい しょうがいしえんくぶん にんてい う ひつよう
認定審査会で障害支援区分の認定を受ける必要があります。
くわ い か らん
詳しくは、以下をご覧ください。

しんせい
1 申請

ちょう しんせい あわ けいかくそうだん
町 へサービスの申請と併せて、「計画相談
しえんきゆうふひしんせいしよ けいかくそうだんしえんいらいとどけでしよ
支援給付費申請書・計画相談支援依頼届出書」の
しんせい くだ
申請をして下さい。



2 契約

しんせいしゃ とくていそうだんしえんじぎょうしゃ りょうけいやく
申請者は、特定相談支援事業者と利用契約を
 おこな
行います。



3 計画案作成

そうだんしえんじぎょうしゃ りょう かん きぼう
相談支援事業者へサービス利用に関する希望や
 しんしん じょうきょう せいかつかんきょうとう つた ほんにん
心身の状況・生活環境等を伝え、ご本人が
 じりつ にちじょうせいかつ いとな うえ かいけつ かだい
自立した日常生活を営む上で解決すべき課題
 とう せいり りょうけいかく あん
等を整理してもらい、サービスの利用計画（案）を
 さくせい
作成してもらいます。



4 町（委託
 機関）による
 調査・認定

しんせいしゃ たい しょうがいしえんくぶんにていちょうさ
申請者に対し、障害支援区分認定調査、サービ
 りょう いこうちょうさとう おこな
ス利用の意向調査等を行います。
 けいかくあんさくせい へいこう すす
※「③計画案作成」と並行して進めます。
 かいごきゅうふ ふくし りょう ばあい ちょう
介護給付の福祉サービスを利用する場合、町は
 しょうがいしえんくぶんにていしんさかい しょうがいしえんくぶん
障害支援区分認定審査会にはかり、障害支援区分
 にんてい おこな
の認定を行います。





5 けってい にんてい **決定（認定）**
つうち
通知

そうだんしえんじぎょうしゃ ていしゆつ
相談支援事業者から提出された「サービス等
りようけいかくあん ちょう しきゆうりよう
利用計画案」をもとに、町がサービスの支給量な
けってい ふくし じゆきゆうしゃしょう こうふ
どを決定し、「福祉サービス受給者証」を交付し
ます。



6 **サービス**
たんとうしゃかいぎ
担当者会議

ほんにん かぞく そうだんしえんじぎょうしゃ ていきよう
ご本人やご家族、相談支援事業者、サービス提供
じぎょうしゃとう あつ かだいかいけつ む しえんないよう
事業者等が集まって、課題解決に向けた支援内容
やくわり こんご りよう かん はな
やそれぞれの役割、今後のサービス利用に関する話
あ
し合いをします。



7 **サービス**
りようけいかく けってい
利用計画の決定

そうだんしえんじぎょうしゃ ほんにん りよう
相談支援事業者からご本人にサービス利用
けいかくしょ こうふ
計画書が交付されます。



8 **利用する**
じぎょうしゃ
事業者との
けいやくとう
契約等

しんき ばあい りよう じぎょうしゃ けいやく ひつよう
新規の場合、利用する事業者との契約が必要です。
こうしん ばあい りよう じぎょうしゃ あたら ふくし
更新の場合、利用している事業者に新しい「福祉
じゆきゆうしゃしょう ていじ くだ
サービス受給者証」を提示して下さい。





9 モニタリング

そうだんしえんじぎょうしゃ しよくいん いっていきかん
相談支援事業者の職員が一定期間ごとに、ご
ほんにん かぞく はなし うかが りよう
本人やご家族の話を伺い、利用されているサービ
じょうきょうとう かくにん ひつよう
スの状況等を確認します。必要があればサービ
りようけいかくしよ つく なお
ス利用計画書を作り直します。



10 更新申請

さいしよ もど
最初に戻ります。

そうだんしえんじぎょうしゃ けん してい う じぎょうしゃ
※ 相談支援事業者とは、県の指定を受けた事業者のことで、
しょうがいふくし しんせいまえ そうだん しんせい しえん
障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービ
じぎょうしゃ れんらくちょうせい おこな
ス事業者との連絡調整などを行います。

しんせいしよとうようしき
申請書等様式 (ダウンロード)

しんきしんせい こうしんしんせい ひと
【新規申請・更新申請をする人】

けいかくそうだんしえん げんそく すべ ひと ていしゅつ
(計画相談支援) ※原則、全ての人に提出していただきます。

- けいかくそうだんしえんきゅうふひしきゅうしんせいしよ
▪ [計画相談支援給付費支給申請書](#)
- けいかくそうだんしえんいらい へんこう とどけでしよ
▪ [計画相談支援依頼\(変更\)届出書](#)

しょうがいふくし
(障害福祉サービス)

- しょうがいふくし きゅうふひしきゅうしんせいしょ りょうめんいんさつ
▪ 障害福祉サービス給付費支給申請書 (両面印刷)
- どういしょ
▪ 同意書
- せたいじょうきょう しゅうにゆうとうしんこくしょ しせつにゆうしょしゃ ていしゅつ
▪ 世帯状況・収入等申告書 (施設入所者のみ提出)

へんこうしんせい ひと
【変更申請をする人】

しきゅうけつてい しきゅうりょうへんこう あら
すでに支給決定されたサービスなどの支給量変更や、新たに
サービスなどを追加する場合に提出します。

しょうがいふくし
(障害福祉サービス)

- しょうがいふくし きゅうふひしきゅうへんこうしんせいしょ りょうめんいんさつ
▪ 障害福祉サービス給付費支給変更申請書 (両面印刷)
- どういしょ
▪ 同意書

けいかくそうだんしえんじぎょうしょ へんこう ひと
(計画相談支援事業所を変更する人)

- けいかくそうだんしえんらい へんこう とどけでしょ
▪ 計画相談支援依頼 (変更) 届出書

た
【その他】

- しんせいないようへんこうとどけでしょ
▪ 申請内容変更届出書

しきゆうけってい う ひと じゆうしょう へんこう ばあい
すでに支給決定を受けている人で、住所等の変更がある場合

ていしゅつ
に提出します。

じゆきゆうしゃしょうさいこうふしんせいしよ
▪ 受給者証再交付申請書

しきゆうけってい う ひと ふんしつとう ふくし
すでに支給決定を受けている人で、紛失等により福祉サービス

じゆきゆうしゃしょう さいはっこう ばあい ていしゅつ
受給者証を再発行する場合に提出します。